

第4章 重点施策

第4章 重点施策

本市の目指す環境像の実現に向けた各施策の中から、早急に実施する必要がある施策、環境課題として重要な施策、環境像の実現に向けて大きな効果が期待される施策を、重点施策として位置づけます。

本計画では、次の4つを重点施策とし、優先的かつ重点的に取り組みます。

【重点施策】

地球温暖化防止対策の推進

公害対策の推進

ナベヅル保護対策の推進

環境を通じた地域交流の推進

地球温暖化防止対策の推進

京都議定書の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、各主体がそれぞれの役割に応じて対策に取り組む必要があります。特に、二酸化炭素は温室効果ガスの約95%を占めており、各主体が一体となって排出量の削減対策を進めます。

公害対策の推進

本市では、大気や水質、騒音の環境基準を一部達成していません。自動車による公害については、近年、低公害車の普及により改善が期待されますが、利用増加による大気汚染等が懸念されています。快適な生活環境を創出するため、公害の未然防止対策を進めます。

ナベヅル保護対策の推進

渡来数は年々減少傾向にあり、歯止めがかからない危機的な状況になっており、ナベヅルの生息環境の保全など市民とツル保護協議会が一体となって、組織的に保護対策を進めます。

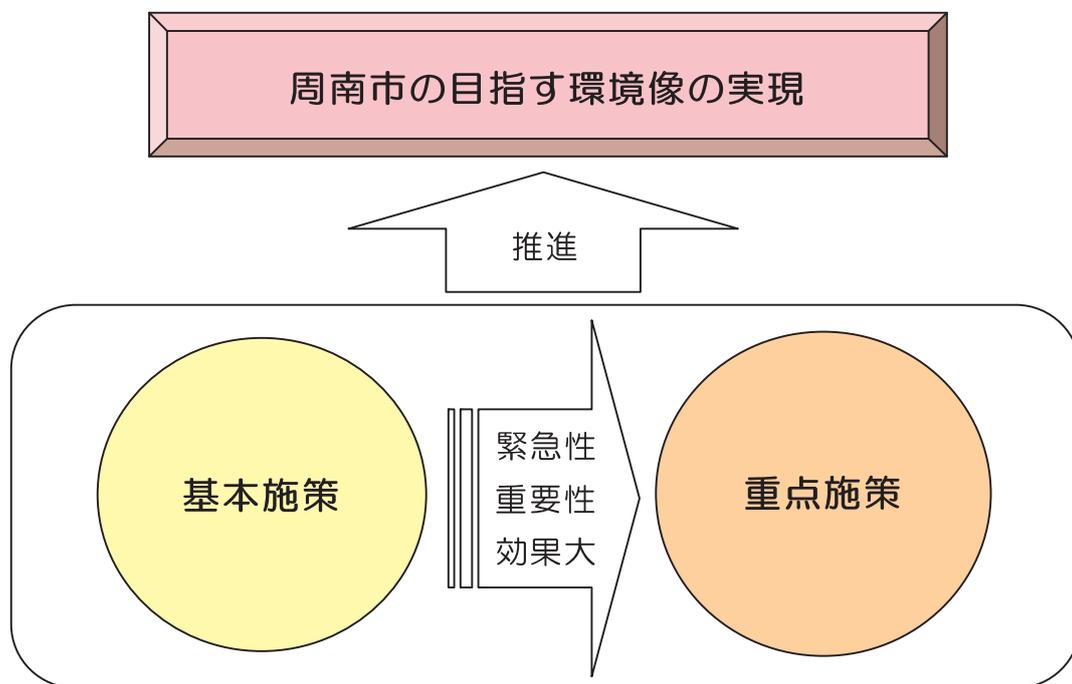
環境を通じた地域交流の推進

本市の各地域では、自然的、社会的特性を踏まえた様々な環境保全活動が実施されています。地域間の交流により、それぞれの環境保全活動がさらに活発化するよう、環境を通じた地域交流を進めます。

◆重点施策の設定

重点施策	緊急性	重要性	期待される効果
地球温暖化防止対策の推進	京都議定書の目標達成	世界的な環境課題の一つ	地球環境の保全
公害対策の推進	環境基準の早期達成	公害の未然防止	快適な生活環境の維持・創出
ナベヅル保護対策の推進	渡来数の減少	特別天然記念物、絶滅危惧種の保護	渡来数の維持、増加 保護活動の充実
環境を通じた地域交流の推進	地域交流の促進	地域の環境を活用した取組みの充実	環境保全活動の活性化

◆重点施策の位置づけ



第1節 地球温暖化防止対策の推進

◆目的

わが国は、平成17年2月16日に京都議定書が発効され、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの間に、1990年（平成2年）比で温室効果ガスを6%削減する約束期間に入っています。

本市では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量を削減するために、「周南市地域省エネルギービジョン」の策定をはじめとするさまざまな取組を行っています。

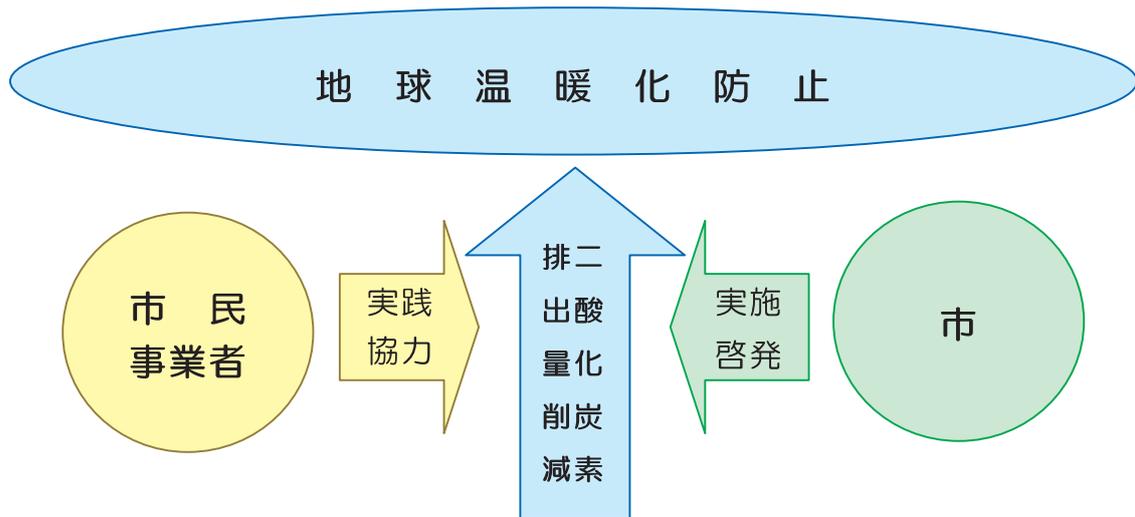
このため、総合的な視点から地球温暖化防止対策を図り、市域から発生する二酸化炭素排出量の削減の取組とあわせ、森林の持つ二酸化炭素吸収作用を効果的に活用します。

◆目標

二酸化炭素排出量削減に向けて、市民や事業者への行動支援を行うとともに、市も率先して行動します。

◆取組内容

- 「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」や「周南市役所ゼロカーボン推進事業」を着実に実施します。
- 「周南市バイオマスタウン構想」に基づき、バイオマスエネルギーを利活用する事業者を支援します。
- 森林が持つ二酸化炭素吸収作用を効果的に活用するため、森林の整備等を行い、オフセット・クレジット制度の導入に向けて調査・研究を進めます。
- 「周南市地球温暖化防止市民実行計画」の実践を推進することで、省エネルギー行動の啓発に努めます。
- 家庭用太陽光発電設備やエコカーなどの普及促進に努めます。



発生源対策

市民

周南市地球温暖化防止
市民実行計画の実践

事業者

省エネルギー行動の実践

新エネルギーの導入

石油化学コンビナート区域に
おけるエネルギー消費の高効
率化

市

周南市役所エコ・オフィス実践プラン

周南市役所ゼロカーボン推進事業

対策のための各施策の実施

計画の推進

周南市地域省エネルギービジョン

周南市地域新エネルギービジョン

カーボン・
オフセット

吸収源対策

やまぐち森林づくり
県民税の活用

自然環境の活用

緑の保全・創出

第2節 公害対策の推進

◆目的

本市は、全国有数の石油化学コンビナートや多くの事業所が存在し、その事業活動から環境負荷が生じています。また、市民生活においても自動車利用の増加を主とした環境負荷が生じています。

これまでに、事業所等については、周南市環境保全協定の締結による立入調査や測定を行い、また、市民生活における公共交通機関の利用促進など、環境負荷低減のための実践行動を啓発してきました。

しかしながら、大気や水質、騒音等については一部環境基準を達成しておらず、なお一層の取組を推進していく必要があります。

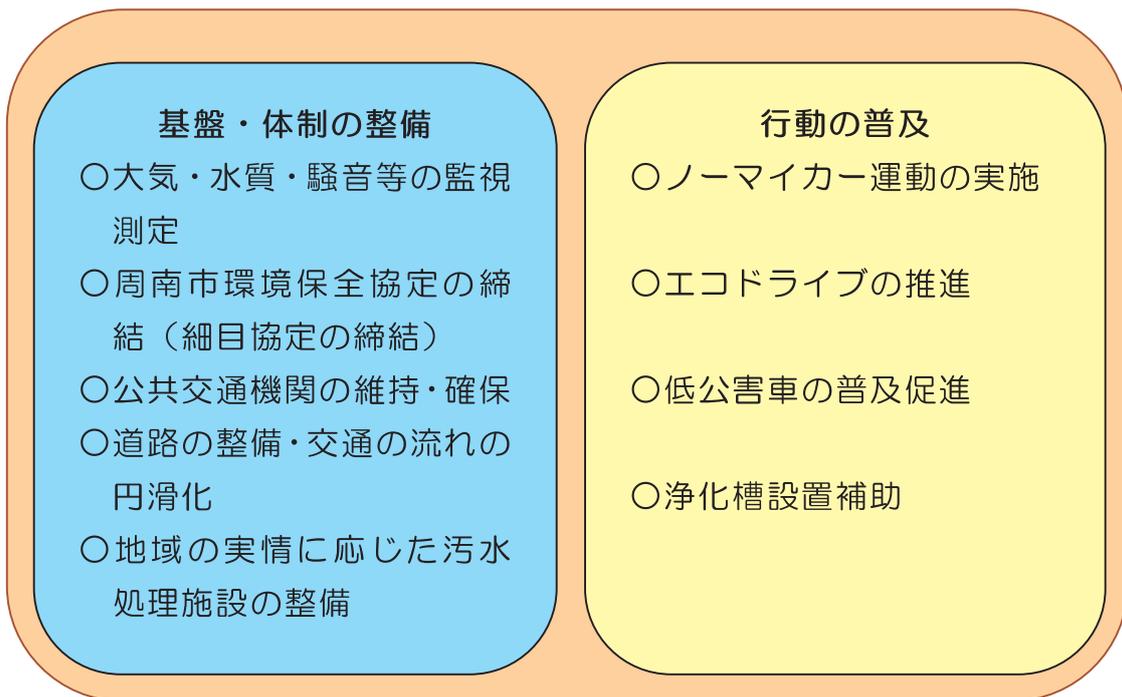
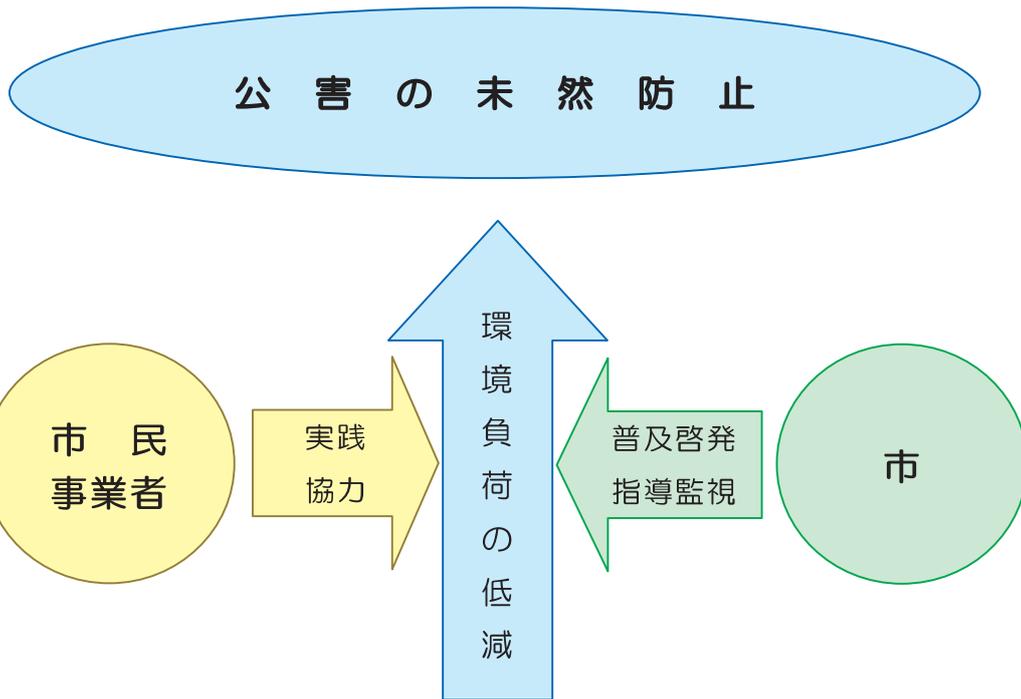
このため、市民や事業者に対し啓発や指導・監視を実施し、公害の未然防止に取り組めます。

◆目標

事業活動や市民生活により発生する環境負荷を低減することで、公害の未然防止に努めます。

◆取組内容

- 市内における大気、水質、騒音等の監視を行い、必要な対策を講じます。
- 周南市環境保全協定における協定締結事業所の増加を図り、立入調査などを実施して適切な指導を行います。
- 生活交通の維持・確保に努め、公共交通機関の利用促進とノーマイカー運動の普及促進を図ります。
- 交通の流れの分散化、円滑化を図り、エコドライブの推進に努めます。
- 家庭でできる生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。



第3節 ナベヅル保護対策の推進

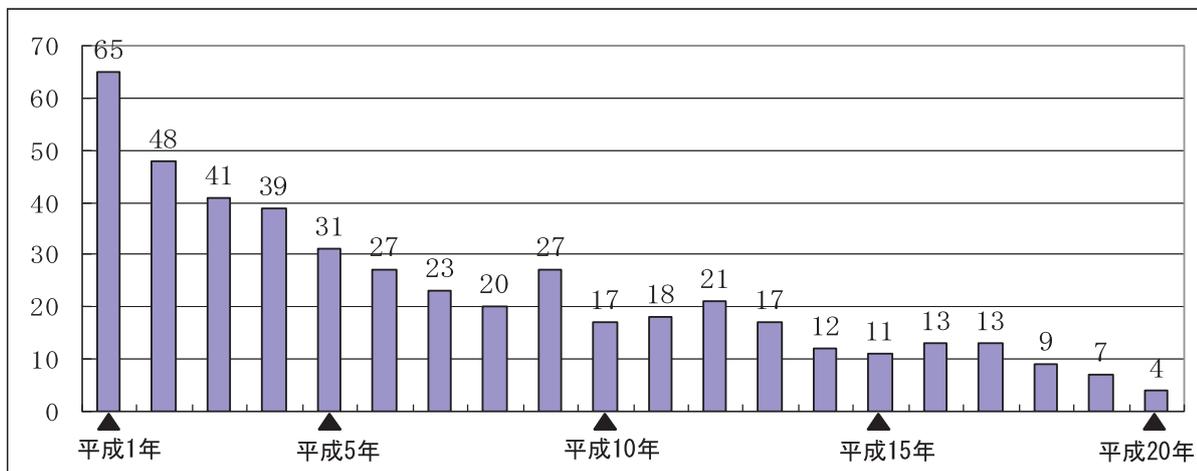
◆目的

本市の八代地区は、本州唯一のナベヅルの渡来地として、国の特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」に指定されています。そして、市民によって古くから保護活動が続けられ、自然保護活動のシンボルとなっています。

しかし、渡来数は年々減少傾向にあり、歯止めがかからない危機的な状況になっています。

このため、各主体と連携を図り、ナベヅルの生息環境の保全に係る関係各課が一体となって、組織的に保護対策を進めます。

【 渡来数の推移 】



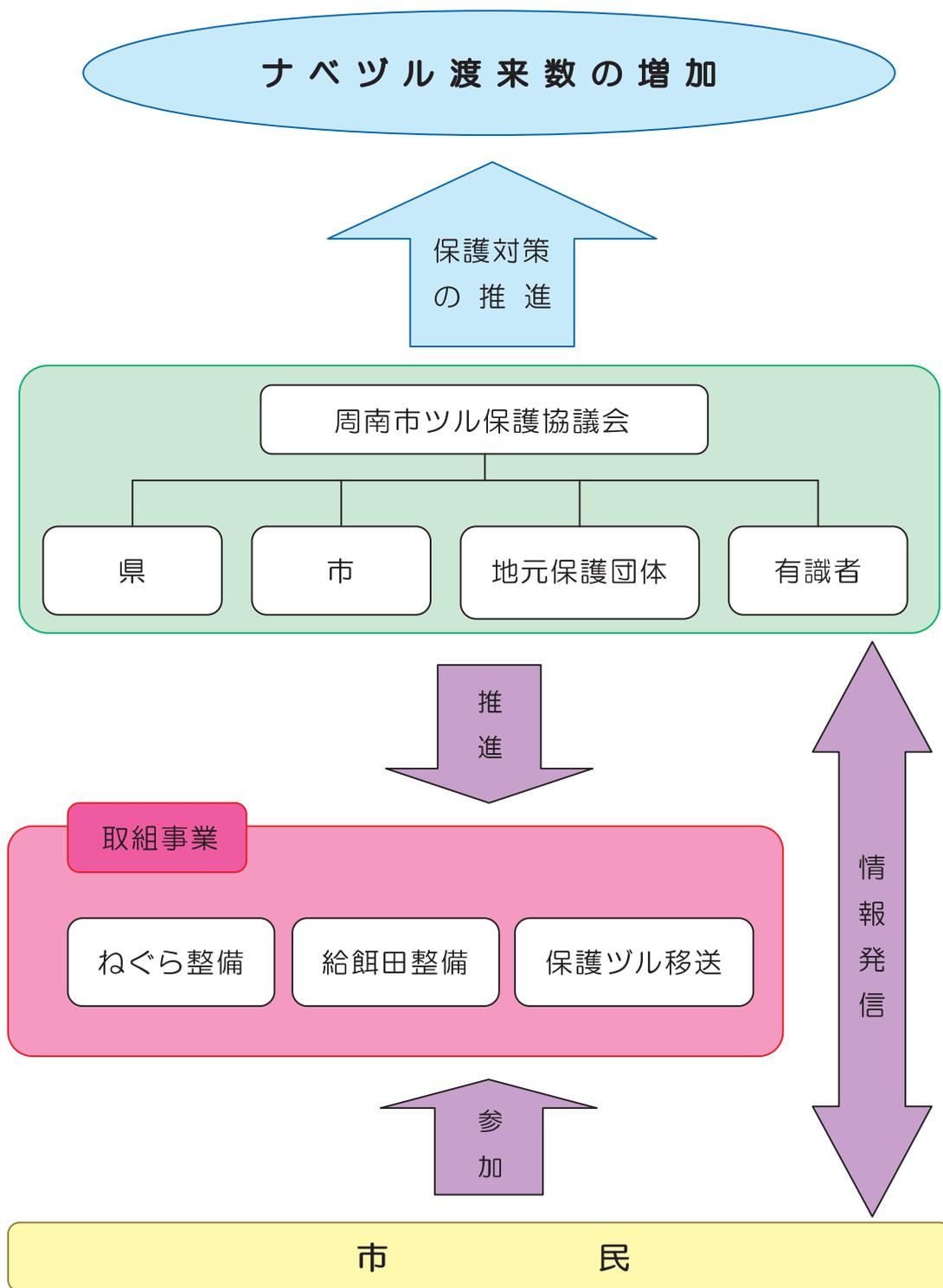
出典：「周南市調査資料」文化スポーツ課

◆目標

市民、事業者と連携し、ナベヅルの渡来数の増加を目指します。

◆取組内容

- ナベヅルの生態調査や生息環境調査を実施します。
- 県や市民団体と連携し、「保護ヅル移送計画」を推進します。
- ツルの生息環境を整備するために、ねぐらや給餌田などの整備を行います。
- ツルの現状や重要性に関する情報発信に努め、ナベヅル保護活動を通じて、市民交流の活性化を図ります。



第4節 環境を通じた地域交流の推進

◆目的

本市では、地域特性を生かした生産活動や自然環境の保全活動が各地域で行われています。

自然環境や生活環境に対する課題は共通であり、都市部や農村部、河川流域の上流部や下流部に生活する人が地域を越えて課題に取り組むことで、環境保全活動の活性化を図ることができます。

また、企業では様々な環境対策が講じられ、環境に配慮した生産活動が行われています。

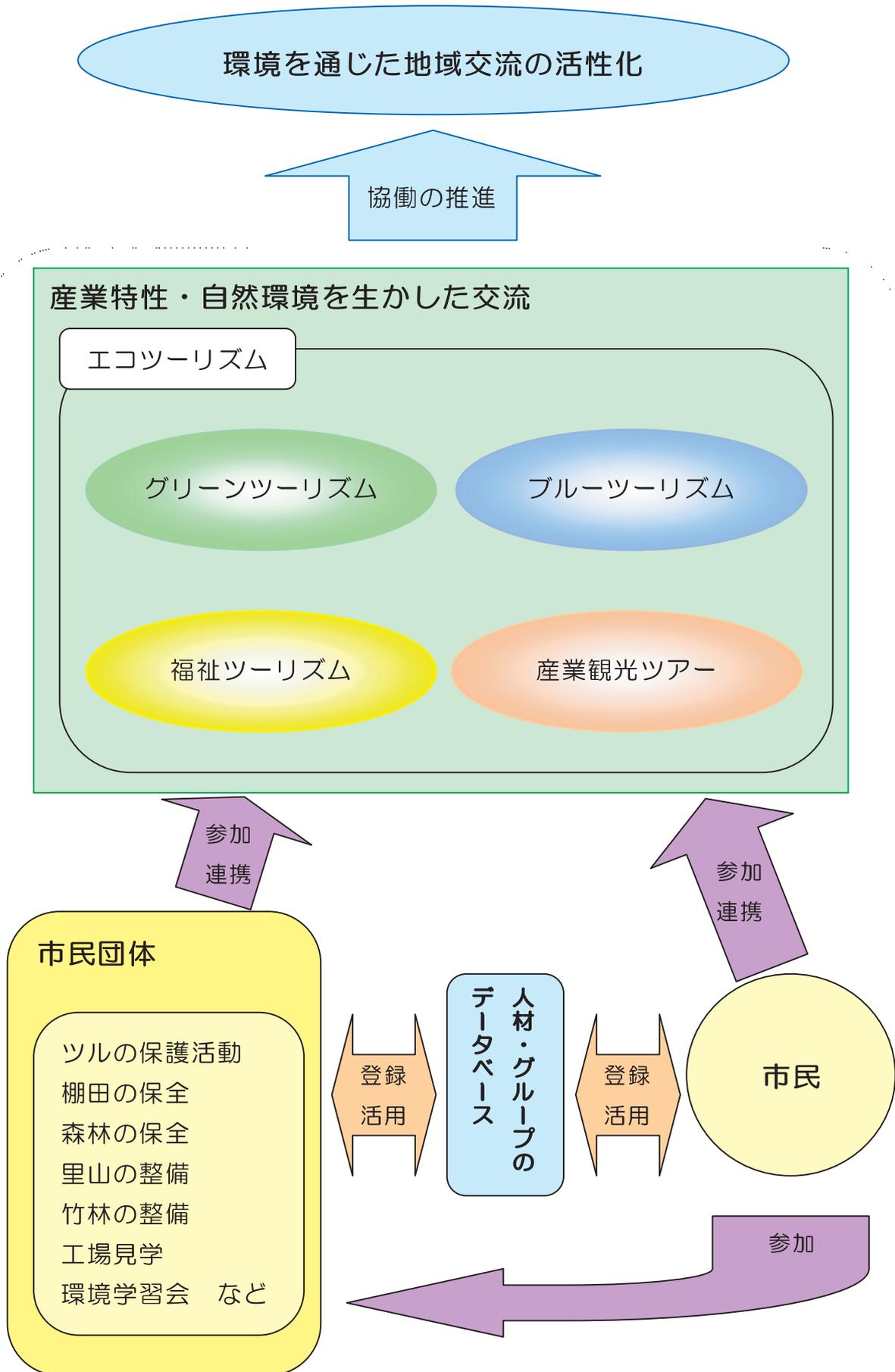
各地域の特性を生かし、地域を越えた人々の交流を図りながら、地域の活性化と環境保全活動を推進します。

◆目標

環境保全活動や環境コミュニケーション*を用いて、地域交流の活性化を目指します。

◆取組内容

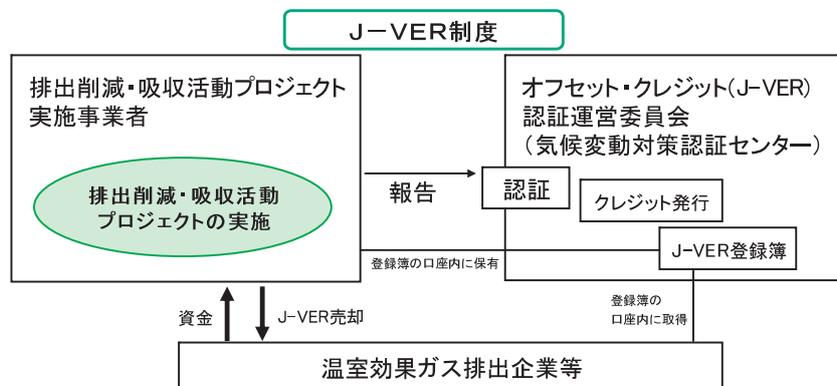
- 自然環境や産業特性を生かした人の交流を推進します。
- 周南市ボランティア人材バンクや市民活動グループバンクなどを活用した情報の集約、発信に努めます。
- 市民団体間の交流や連携体制の充実を図ります。
- 市域に生息する野生生物の生息マップを作成し、活用を図ります。



コラム7 オフセット・クレジット制度（J-VER制度）

CO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量の削減努力を行ったにもかかわらず、達成できなかった温室効果ガスの排出量について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという取組を「カーボン・オフセット」といいます。

カーボン・オフセットの取組を促進することを目的に環境省が設置した「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会」では、自主的な温室効果ガス排出削減・吸収量に対して「オフセット・クレジット（J-VER）」を発行・登録します。登録されたオフセット・クレジットは市場流通性を持ち、取引を行うことができます。



コラム8 エコツーリズム

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、このような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。